

厚生労働大臣の定める掲示事項

2025（令和7）年5月1日 現在

● 入院基本料について

当院では、（日勤、夜勤あわせて）入院患者13人に対して1人以上の看護職員（看護師比率7割以上）、また入院患者30人に対して1人以上の看護補助者（夜間看護補助者数2以上）、専従・常勤の理学療法士3名以上、同作業療法士2名以上並びに同言語聴覚士1名以上、同社会福祉士1名以上を配置しており、かつ、週7日のリハビリ提供体制を満たしている回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定しております。

● 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文章によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束について基準を満たしております。

● 入院時食事療養費／入院時生活療養費について

当院は、入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に関する届出を行っています。入院時食事療養に関する特別管理による食事提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理のもとに、適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供しております。

● 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供の推進していく観点から、すべての患者さんへ領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行い場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

● 基本診療料／特掲診療料の施設基準等に係る届出について

当院の基本診療料及び特掲診療料に係る施設基準の関する届出事項は、別掲の「施設基準一覧」にてご確認ください。

● 保険外負担に関する事項について

- ・当院では、特別な療養環境の提供（個室使用料）、病室設備利用料、証明書・診断書・文書作成料等につきましては、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の料金表をご参照ください。

● 保険外併用療養費について

- ・医科点数表及び歯科点数表に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものに関する基準別掲の料金表をご参照ください。
- ・後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について
患者さんの希望により先発医薬品（長期収載品）を処方した場合に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）との差額の4分の1に相当する金額を、選定療養費として患者さんにご負担いただきます。

● その他

- ・医療安全体制について
当院では、安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全管理委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。
- ・院内感染対策について
当院では、感染制御に関する組織を設置し、院内感染状況の把握、抗菌剤の適正使用、職員の感染防止等をおこなひ、院内感染対策を目的とした職員の研修医を行っています。
- ・個人情報の取扱いについて
当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。
- ・健康増進法に関する取り組みについて
当院では屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっておりますのでご理解とご協力をお願いします。

多根脳神経リハビリテーション病院